

研究活動の不正行為等への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県衛生研究所（以下「研究所」という。）における研究活動（試験調査を含む。以下同じ。）の不正行為に対する仕組みを設けることにより、職員の規律・意識を高め、研究所における不正行為の防止と研究倫理の保持・向上を図り、併せて研究費の適正な運営及び管理体制の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為等」とは、発表された研究成果の中に示されたデータ、情報若しくは調査結果等について、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用又は研究費の不正使用をいう。

2 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすることをいう。

3 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにしたり、それを記録したりすること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。

4 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

5 「研究費の不正使用」とは、研究所の競争的資金を中心とした公募型の研究資金のほか試験研究活動に用いられるすべての費用（以下「競争的資金等」という。）に関して、法令等の規定に違反した不正な研究費の使用及び予算執行並びに付随して行われる不適正な研究費の運営・管理をいう。

(責任と権限)

第3条 研究所における不正行為を防止し、研究活動を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者をおく。

2 所長を、研究活動の不正行為等について最終責任を負う最高管理責任者とする。

最高管理責任者は、不正行為を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の充実に努めるため、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者が責任を持って研究活動の管理ができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 副所長を、最高管理責任者を補佐し、研究活動について研究所を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者とする。統括管理責任者は、不正行為の防止のための手続き及び競争的資金等の使用ルールの徹底について研究所内の周知に努めるものとする。

4 部長（企画情報部長、微生物部長、理化学部長及び地域調査部長）を、部内の研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有し、不正防止対策に関する責任を有するコンプライアンス推進責任者とする。また、企画情報部長は、対応統括者として、通報等があった場合の調査等に対応する。

5 企画情報部長を、研究倫理に係る知識を定着・更新させるための責任と権限を有する研究倫理教育責任者とする。

(通報等の受付窓口)

第4条 研究活動の不正行為等に関する通報等を受け付ける窓口は、企画調整課長をもって充てる。

- 2 企画調整課長は、前項の通報等を受け付けた場合は、ただちに最高管理責任者、統括管理責任者及び対応統括者に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、通報等の内容に関して競争的資金等の不正使用の疑いがある場合は、管理課長に指示して適切な措置及び対応を図るものとする。
- 4 競争的資金等については、定められたルールに基づき対応するものとする。また、事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口は、管理課長をもって充てる。

(適正な運営・管理のためのルールの徹底)

第5条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為等に対する意識向上と事務処理手続きに関するルールの徹底を図るため、職員に対して、競争的資金等は公的資金によるものであり機関による管理が原則であること、及び業務全般を通じて公的資金の適正な執行を確保しつつ効率的な研究活動の遂行を行う社会的責任があることを指導するものとする。

- 2 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営・管理を図るため、職員に対して、予算執行に当たって、関係法令及び神奈川県財務規則（昭和29年2月1日神奈川県規則第5号。以下「県財務規則」という。）などの規程を遵守し、適切な対応をとるよう指導するものとする。
- 3 競争的資金等の事務処理手続きに関するルールについては、県財務規則など神奈川県の規則に基づいて明確かつ統一的な運用を図ることを基本とするほか、これによりがたい場合は配分機関により定められたルール等に基づき適切に対応するものとする。
- 4 競争的資金等の事務処理に関する職務権限については、神奈川県の行政組織に関する規則などに基づいて運用を図ることを基本とする。
- 5 競争的資金等の取引業者は、神奈川県の競争入札の参加者の資格に関する規則第7条に基づき入札参加者名簿に登録された者（以下、「有資格者」という。）とする。なお、有資格者以外の業者と取引を行う場合は、研究所の不正対策に関する方針等を周知・徹底し、一定の取引実績等を考慮して、誓約書等の提出を求めるものとする。

(内部通報等の取扱い)

第6条 通報は、受付窓口に対する申立書（別紙様式第1）、電話、FAX、電子メール、面談などの手段により行われるものとする。

- 2 通報は、原則的に、顕名により行われ、不正行為を行ったとする職員、所属、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、研究倫理に反する不正行為に関しては不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 職員の異動や共同研究等により、通報を受け付ける窓口が他の研究機関であるべき場合や、他の研究機関とともに調査を行うことが適切な場合は、当該通報を他の研究機関に回付又は通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、被通報者が研究所に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。

- 6 他の研究機関から調査の要請があったときも、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 7 顕名で通報があった場合は、通報者に受け付けたことを通知するものとする。
- 8 報道や学会等で不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名により通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 9 通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の通報があるか否かを確認するものとする。なお、これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、研究所の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 10 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者は被通報者に警告を行うものとする。ただし、被通報者が研究所以外の研究機関に属するときは、通報・相談を被通報者の所属する機関に回付することができる。
- 11 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談に基づき、研究所が被通報者に警告を行った場合は、最高管理責任者は被通報者の所属する研究機関に警告の内容等について通知するものとする。

(通報者・被通報者の取扱い)

- 第7条 面談により通報を受付ける場合は、受付担当の職員は、通報内容や通報者の秘密を守るため、個室での面談など、適切な方法を講じなければならない。
- 2 受付窓口寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏らさないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
 - 3 調査事案が漏洩した場合は、最高管理責任者は通報者及び被通報者の了解を得て、調査中においても調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。なお、この場合において通報者が匿名の場合は、通報者への了解は不要とするものとする。
 - 4 悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、最高管理責任者は原則として、第6条第2項に規定するものを受け付けること、通報者に調査への協力を求める場合があること、及び悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や刑事告発などがあることを告知するものとする。
 - 5 通報者について、最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じるとともに、全ての職員は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 6 最高管理責任者は、通報がなされたことのみをもって、被通報者の全面的な研究活動を禁止その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。
 - 7 被通報者について、全ての職員は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

8 その他、通報者、非通報者にかかる取扱いについては、第 25 条に規定する。

(予備調査)

- 第 8 条 対応統括者は、第 6 条による通報を受け付けたときは速やかに、通報がなされた行為が行われた可能性、通報の際示された研究倫理に反する不正行為の科学的合理的理由に論理性があるかなど、通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
- 2 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
 - 3 対応統括者は、第 6 条による通報を受け付けたときは、被通報者が所属する研究部長等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。
 - 4 予備調査に係る事務は、企画情報部及び管理課が分担して行うものとする。
 - 5 最高管理責任者は、第 10 条に定める調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
 - 6 予備調査は、第 2 項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行うものとする。
 - 7 対応統括者は、予備調査の結果について速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
 - 8 最高管理責任者は、予備調査の結果、通報がなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行うものとする。なお、本調査は、通報を受け付けた後、概ね 30 日以内に行うか否かを決定するものとする。
 - 10 本調査を行わないことを決定した場合は、最高管理責任者は、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。なお、予備調査に係る資料等は研究所に保存し、通報者等の求めに応じ開示するものとする。
 - 11 予備調査で悪意に基づく告発と判明したときは、最高管理責任者は、通報者及び被通報者にその旨通知するものとする。
 - 12 他の研究機関から要請のあった調査の結果については、当該機関へその旨通知するものとする。

(本調査の通知)

- 第 9 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、通報者及び被通報者に対し、本調査の開始を通知し、調査への協力を求めるものとする。なお、被通報者が研究所以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に通知するものとする。また、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。
- 2 本調査を行う研究が他機関との共同研究であるときは、最高管理責任者は他機関に本調査を行う旨通知するものとする。
 - 3 本調査の対象事案に係る研究が競争的資金によるものであるときは、最高管理責任者は、競争的資金の配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨通知するものとする。
 - 4 本調査の対象事案に係る研究が重点基礎研究など本庁事業課の業務に係わるものであるときは、最高管理責任者は、所管事業課長へ本調査を行う旨通知するものとする。
 - 5 本調査は、本調査の実施決定後、概ね 30 日以内に開始するものとする。

(本調査の調査体制)

第10条 最高管理責任者は、本調査のための調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、対応統括者を委員長とし、委員若干名から組織する。委員は、研究所の部長及び研究所に属さない外部有識者から最高管理責任者が任命するものとする。ただし、委員の半数以上は、外部有識者とする。
- 3 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 5 委員会に係る事務は、企画情報部で行う。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を、通報者、被通報者及び調査に関係する機関に開示すものとする。
- 7 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書（別紙様式第2）を提出することができる。
- 8 前項の規定による異議申立てがあった場合は、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査方法・権限)

第11条 調査委員会は、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより調査を行うとともに、原則として被通報者から弁明の聴取を行わねばならない。

- 2 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すこと（以下「再実験等」という。）を求められるものとする。なお、被通報者が、自らの意思により再実験等を申し出ることができるものとする。
- 3 前項の場合、再実験等に要する費用等（機器、経費等を含む。）は、研究所で負担する。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合は、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、当該申し出を認めないことができる。
- 4 第1項から第3項に規定する調査委員会の調査権限については、関係者に告知するものとする。
- 5 被通報者は、不正行為に対する疑惑への説明を行う場合は、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠（生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等）を示して説明しなければならない。
- 6 前項の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験資料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を明示できないときは、不正行為とみなされる。ただし、被通報者の責によらない理由（災害など）や正当な理由により基本的な要素を十分示すことができないときはこの限りではない。また、基本的な要素の保存期間が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるときや、被通報者が所属する研究機関が定め、又は通報等に係わる研究を行っていたときに所属していた研究機関が定めた期間を超えることによるものであるときも同様とする。
- 7 第5項の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。
- 8 調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者などの関係者は誠実に協力するものとする。

9 研究所以外の機関において調査が必要と調査委員会が判断した場合は、当該研究機関に協力を要請するものとする。また、他研究機関から要請があった場合は、誠実に協力するものとする。

(調査の対象となる研究)

第 12 条 調査の対象となる研究には、通報等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連したと認める被通報者の他の研究をも含めることができるものとする。

(証拠の保全措置)

第 13 条 調査委員会は、本調査に当たって、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

2 研究所以外の機関において証拠の保全が必要なときは、当該研究機関に協力を要請するものとする。また、他研究機関から要請があった場合、誠実に協力するものとする。

3 前 2 項の保全措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動等を制限しない。

(調査の中間報告)

第 14 条 調査の対象事案に係る研究が競争的資金によるものであるときは、調査の終了前であっても、競争的資金の配分機関の求めに応じて、中間報告をすることができる。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 15 条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮するものとする。

(認定)

第 16 条 調査委員会は、被通報者の弁明と、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 調査委員会は本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定されたときはその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。

3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(報告)

第 17 条 調査を終了したときは、調査委員会はただちに、最高管理責任者に認定を含む調査結果を報告するものとする。最高管理責任者は、通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施について、研究所が通知した者（第 9 条第 2 項から第 4 項）を含む。）に通知するものとする。なお、被通報者が他の機関に所属しているときは、当該所属機

関に当該調査結果を通知するものとする。

- 2 本調査の対象事案が競争的資金によるものであるときは、競争的資金の配分機関及び関係省庁に調査結果を通知するものとする。
- 3 本調査の対象事案に係る研究が本庁事業課の業務に係わるものであるときは、所管事業課長に調査結果を通知するものとする。
- 4 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど職員が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等を調査結果に付すものとする。
- 5 悪意に基づく通報との認定があったときは、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て、再調査)

第 18 条 不正行為と認定された被通報者は、調査結果が開示された日から 10 日以内に、不服申立書（別紙様式第 3）により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。また、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定したときは、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知するものとする。なお、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 5 再調査を行う決定を行ったときは、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。なお、被通報者の協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合は、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知するものとする。
- 6 被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者（その他本調査の実施について、研究所が通知した者（第 9 条第 2 項から第 4 項）を含む。）に通知するものとする。競争的資金によるものであるときは、その事案に係る競争的資金の配分機関及び関係省庁にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 8 前項の報告を受けた最高管理責任者は、当該結果を被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施について、研究所が通知した者（第 9 条 2～4）を含む。）、被通報者が所属する機関及び通報者に通知するものとする。競争的資金によるものである

ときは、その事案に係る競争的資金の配分機関及び関係省庁にも通知する。

- 9 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、最高管理責任者は、通報者が所属する機関及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施について、研究所が通知した者（第9条第2項～第4項）を含む。）に通知するものとする。競争的資金によるものであるときは、その事案に係る競争的資金の配分機関及び関係省庁にも通知する。不服申立ての再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 10 前項の悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てについて、調査委員会（第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、再調査の結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施について、研究所が通知した者（第9条第2項～第4項）を含む。）に通知するものとする。競争的資金によるものであるときは、その事案に係る競争的資金の配分機関及び関係省庁にも通知する。

（調査資料の提出）

第19条 最高管理責任者は、調査対象事案の調査継続中に資金配分機関から、資金配分機関の被通報者に対する一時的措置に使用することのみを約して調査資料の提出又は閲覧を求められたときは、調査に支障がない限り、資金配分機関の求めに応じることができる。

（調査結果の公表）

第20条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があったときは、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

- 2 不正行為が行われなかったとの認定があったときは、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査対象事案が外部に明らかになっているときは、調査結果を公表することができる。
- 3 悪意に基づく通報の認定があったときは、通報者の氏名・所属及び悪意に基づく通報と認定した理由を併せて公表することができる。

（調査中における一時的措置）

第21条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

（不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等）

第22条 不正行為が行われたとの認定があったときは、最高管理責任者は、不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、不正行為が認定された論文等の主たる著者（筆頭著者又はコレスポンディング・オーサーなど論文作成の中心となった責任者）（以下「被認定者等」という。）に対し、ただちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

- 2 各機関が個別に研究費を措置する共同研究などの場合は、前項によらず、最高管理責任者は不正行為が認定された旨を各機関に通知するものとする。

- 3 最高管理責任者は、被認定者等に対し、神奈川県規則などにに基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(不正行為が行われなかったと認定されたときの措置)

- 第 23 条 不正行為が行われなかったと認定されたときは、最高管理責任者は、本調査に際してとった研究費支出の停止の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後、最高管理責任者は、速やかに解除するものとする。
- 2 最高管理責任者は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知するものとする。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
 - 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、被通報者及び通報者の所属する機関に対して、通報者の氏名、所属、悪意に基づくものと認定した理由を通知するものとする。また、通報者が研究所に属するものであるときは、通報者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるものとする。

(不正防止の取組みなど)

- 第 24 条 最高管理責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備及び運営・管理体制の充実に努めなければならない。
- 2 最高管理責任者は、不正防止に関する仕組みとして、神奈川県サービスの宣誓に関する条例、神奈川県職員の行動指針などを周知徹底し、研究者及び事務職員等の意識向上に努めるとともに、研究倫理教育・コンプライアンス研修等を定期的実施するものとする。
 - 3 研究所は、競争的資金等の適切な管理のため、県規則の監査などに適切に対応するものとする。また、国の科学研究費補助金などの監査への対応は、県の監査対応に準じた取組みを出来るかぎり行う。
 - 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データの保存は、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料は 10 年間、試料等は 5 年間、適切に保存管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、個人情報の保護に関する法律、神奈川県情報公開条例、神奈川県文書管理規則の規定に準じて、これを開示しなければならない。
 - 5 研究所の不正防止の推進を担当する部署は、研究倫理については企画情報部、競争的資金等の不正使用については管理課とする。

(県条例で定める内部通報制度との関連)

- 第 25 条 本規程で定める研究活動の不正行為等であって、神奈川県職員等不祥事防止対策条例（平成 19 年神奈川県条例第 43 号）第 6 条に定める内部通報制度に関する規程に基づき取り扱われるものについては、当該条例及び関連規程等の定めによるものとする。

2 前項の場合において、内部通報された研究活動の不正行為等に関して知事等から調査（予備調査を含む。）の指示又は依頼、その他必要な要請等があったときは、本規程の該当条項を準用して適切な対応を図るものとする。

（不正防止計画の策定、研究費の適切な管理運営状況確認）

第 26 条 最高管理責任者は、国の科学研究費補助金など配分機関等より研究所に直接交付される研究資金について、適正な運用及び管理を行うため、「科学研究費補助金等不正防止計画」を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、モニタリング体制を整備・実施するとともに、恒常的に組織牽制機能の充実・強化を図るため、最高管理責任者の直轄的組織として内部監査体制を整備し、実施するものとする。

3 内部監査部門は、毎年度定期的に、会計書類の型的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェック及び競争的研究資金の管理体制について監査を実施する。

（補則）

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 15 日から施行する。

年 月 日

申立書

神奈川県衛生研究所長 様

所 属
氏 名
連絡先

研究活動の不正行為等への対応に関する規程第6条第1項の規定に基づき、下記の研究活動の不正行為等について、申し立てを行います。

1 被申立者の所属、氏名

所 属
氏 名

2 研究活動の不正行為等の具体的な内容と根拠

(捏造、改ざん及び盗用又は、研究費の不正使用の別)

(対象となる研究成果物の特定など)

別紙様式第2

年 月 日

異議申立書

神奈川県衛生研究所長 様

所 属
氏 名
連絡先

研究活動の不正行為等への対応に関する規程第10条第7項の規定に基づき、
年 月 日付けで通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

1 委員（長）名

2 異議申立の理由

年 月 日

不服申立書

神奈川県衛生研究所長 様

所 属
氏 名
連絡先

研究活動の不正行為等への対応に関する規程第18条第1項の規定に基づき、
年 月 日付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を
申し立てます。

1 不服申立に係る箇所

2 不服申立の理由